

# 福岡歯科大学学会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は福岡歯科大学学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は福岡歯科大学学内に置く。
- 第3条 本会の目的は歯学の発展向上を図り、かつ会員相互の親睦を図ることにある。
- 第4条 本会の第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学会（総会、例会、講演会）の開催。
  2. 学会誌の発行。
  3. その他、本会の目的に沿った必要な事業。

## 第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の者をもって構成する。
1. 正 会 員 本学園にて研究に従事する者及び本会の目的に賛同し、会費を納める者。
  2. 名誉会員 本会の発展に功績のあった者で、理事会の承認を得た者。
  3. 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助会費を納める個人または法人で、理事会の承認を得た者。
  4. 学生会員 本学園に在籍する学生（大学院生を除く）で本会の目的に賛同する者。
- 第6条 本会は第5条の会員でなければ、本会主催の学会発表又は会誌に発表することができない。ただし、会長が理事会に計り特に認めた場合は、この限りではない。
- 第7条 本会は会誌を発行し、会員は配布を受ける。
- 第8条 本会正会員、賛助会員および学生会員は毎年度所定の会費を前納しなければならない。学生会員は半額程度とする。ただし、2年以上会費を滞納した場合は退会したものとみなすことがある。

## 第3章 役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
1. 名誉会長 1 名 本学学長をもって、これにあてる。
  2. 会 長 1 名 理事会の互選によって選出され、本会を代表し会務を総括する。
  3. 副 会 長 1 名 会長がこれを委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は会長の職務を代行する。
  4. 常任理事 若干名 理事より選出し、会務を分掌する。
  5. 監 事 2 名 理事より選出し、業務及び会計の監査を行う。
  6. 理 事 若干名 本学専任教授および会員の中から選出され総会の承認を受けた者にて構成し、本会の運営にあたる。
  7. 評 議 員 若干名 評議員は会長が常任理事会の同意を得て委嘱し、会長の

諮問に応じて重要な事項を審議する。

第10条 常任理事、理事および評議員は、それぞれ常任理事会、理事会および評議員会を組織し、常任理事会で本会運営に関する職務を執行する。理事会は本会運営上必要事項について審議し、評議員会の議を経て会務を執行する。

第11条 本会の役員任期は、名誉会長を除き2年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じた時は会長がこれを補充し、その期間は残任期間とする。

#### 第4章 会 議

第12条 常任理事会および理事会は会長が必要に応じて随時召集する。

第13条 理事会および評議員会は、理事および評議員の3分の2以上（委任状を含む）の出席がなければ会議を開き、決議することができない。両会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

第14条 本会の常置委員会として編集委員会を置く。本委員会の細則は別に定める。

第15条 理事推薦に関する細則は別に定め、その他、本会会則に明示されていない事項については、理事会で審議決定することができる。

#### 第5章 会 計

第16条 本会の経費は会費及び寄付などによる収入をもってこれにあてる。

第17条 本会の会計は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第18条 本会は庶務及び会計に関する帳簿を備え、これらの内容は理事会の承認を経て、総会で報告する。

#### 第6章 学会賞

第19条 本学会に学会賞として福岡歯科大学学会賞を置く。

第20条 本賞の選考規則等については別に定める。

#### 第7章 雑

第21条 本会会則は理事会の議を経て、総会において出席正会員の過半数の賛同を得なければ変更することができない。

第22条 本会則は昭和48年10月1日より、これを実施する。

#### 附則

本改正は、昭和55年11月22日から施行する。

本改正は、昭和56年10月1日から施行する。

本改正は、昭和61年7月12日から施行する。

本改正は、昭和63年11月19日から施行する。

本改正は、平成16年6月2日から施行する。